労働基準関係法令違反（送検事例）まとめ（首都圏分）
送検されないための注意点

厚生労働省は令和８年 10 月 30 日、**「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（令和７年 10 月１日～令和８年９月 30 日公表分）**を更新しました。この一覧は、各都道府県労働局が書類送検などを行った企業名・違反内容をまとめたもので、**HP 上に掲載されると企業名が誰でも閲覧できる状態**になります。今回は、このうち**首都圏の４労働局（埼玉・千葉・東京・神奈川）**で公表された**43 件**を集計し、**どのような違反で送検されているのか、**皆さまに特に注意していただきたいポイントを整理しました。

労働局	件数
埼玉	8件
千葉	13件
東京	9件
神奈川	13件
合計	**43件**

分野	主な違反内容	件数
安全衛生	車両系機械・フォークリフト・クレーン等	9件
安全衛生	墜落・転落、物の落下	7件
安全衛生	機械設備の安全装置・覆い・点検	5件
安全衛生	化学物質・爆発火災・一酸化炭素・感電	5件
安全衛生	特別教育・元方事業者の連絡調整	2件
労務	賃金・最低賃金の未払い	6件
労務	労災報告（死傷病報告）の虚偽・遅延 ➡ いわゆる「労災かくし」	5件
労務	36協定・時間外労働の上限超過	4件

注意すべきポイント

ポイント１　重機・フォークリフト周りの「立入禁止」違反

最も多かったのが、ドラグ・ショベルやトラクター・ショベル、フォークリフトなどを使う作業で、**労働者を危険な場所に立ち入らせた**ケースです（５件）。その他

- フォークリフトを本来の用途以外に使わせた
- フォークリフトの乗車席以外に人を乗せた
- 移動式クレーンで労働者を運搬した
- 建設機械の積込みの作業計画を関係労働者に周知しなかった

といった事例もありました。いずれも「ちょっとだけ」「急いでいたから」で起こりがちな行為です。

確認していただきたいこと

- 重機・フォークリフトの稼働範囲に立入禁止の表示・誘導者を配置しているか
- 「人を乗せない」「荷役以外に使わない」ルールを現場で徹底しているか
- 作業計画を作るだけでなく、作業者に周知しているか

ポイント２　墜落・落下防止は高さ 2m 前後から要注意

高さ約 7m の庇、約 2.8m の作業箇所での墜落防止措置の未実施、架設通路の中桟の未設置など、墜落・転落関係の送検が目立ちます。高さ 2m 以上での作業は、作業床の設置や墜落制止用器具（フルハーネス型等）の使用が原則必要です。「それほど高くない」と感じる高さでも法令の対象になる点にご注意ください。
また、立入区域を設定せずに上から物が落ちてくる場所で作業させたケースや、土石の落下防止措置をとらなかったケースもありました。

ポイント３　機械の安全装置は「付けて終わり」ではない

プレス機械や真空成型機に安全装置を付けていなかった、食品加工用切断機に覆いを付けていなかった、といった基本的な違反に加え、**安全装置の点検・整備を行っていなかった**ことで送検された大手企業の工場の事例もあります。安全装置は付いていても、外されていたり、壊れたまま使われていたりすれば違反になります。
運転中のコンベヤーに人を乗せた事例もありました。製造業の事業所では、日常点検表の運用状況を一度ご確認ください。

ポイント４　化学物質・ガス・電気の「見えない危険」

- 特定化学物質作業主任者を選任していなかった
- 取引先に対して、安全に必要な情報（SDS 等）を記載した書面を一部交付しなかった
- 爆発・火災のおそれがある場所でアーク溶接機を使わせた
- 換気の悪い場所でエンジン式発電機を使わせた（一酸化炭素中毒の危険）
- 電気工事で感電防止措置をとらせなかった

化学物質管理は近年ルールが大きく見直されている分野です。作業主任者や化学物質管理者の選任状況、SDS の受け渡しが適切にできているかを確認しておきましょう。

ポイント５「労災かくし」は必ず発覚すると考える

休業 4 日以上の労働災害について、**虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告**を提出した事例が 3 件、報告を遅滞なく提出しなかった事例が 2 件ありました。
「元請けに迷惑をかけたくない」「事故の記録を残したくない」といった理由で報告をためらうケースがありますが、労災かくしは刑事罰の対象であり、発覚すれば今回のように企業名が公表されます。被災した労働者の治療・補償の面でも大きな問題になります。
労災が起きたら、まずはご相談ください。 死傷病報告は現在、原則として電子申請で行う必要があります。提出期限や記載内容に迷ったときも、早めのご連絡をお願いします。

ポイント６　未払い賃金・長時間労働（36 協定違反）

賃金の未払い（6 件）
1 か月分の未払いでも送検されている点に注意が必要です。金額も約 43 万円から約 875 万円（労働者 10 名・2 か月分）、18 か月間にわたり約 308 万円を支払わなかった事例など、さまざまです。資金繰りが苦しいときこそ、賃金支払いは最優先とし、困ったときは早めにご相談ください。
36 協定・時間外労働の上限超過（4 件）
36 協定で定めた延長時間を超えて残業させた事例が 3 件、時間外労働の上限規制（休日労働を含め月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内）に違反した事例が 1 件ありました。対象となった労働者は 1 名から 12 名とさまざまで、**特定の人だけが突出して長時間労働になっている**状態も危険です。

- 36 協定の延長時間を、毎月の勤怠で実際にチェックしているか
- 特別条項の発動回数（年 6 回まで）や、複数月平均を管理しているか
- 協定の有効期限が切れていないか

まとめ：まずはこのチェックリストから

今回の公表事例は、どれも特別な会社で起きた特殊な事故ではなく、「どの現場でも起こりうること」が送検につながっています。次の点を社内で確認してみてください。

1. 重機・フォークリフト周辺の立入禁止措置と、人を乗せない・用途外使用をしない
2. 高さ 2m 以上での作業時の作業床・墜落制止用器具の使用
3. 機械の安全装置・覆いの設置と、定期的な点検・整備の記録
4. 作業主任者・化学物質管理者の選任、SDS の受け渡し
5. 労災発生時の報告を確実に（隠さない・遅れない）
6. 毎月の賃金の確実な支払い
7. 36 協定の内容と、実際の残業時間の照合